

居宅介護支援事業所東京敬寿園重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(世田谷区指定 第1371204742号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用できるよう、次のサービスを提供します。

- ご利用者の心身の状況やそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご利用者その家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	4
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	5
6. サービスの利用に関する留意事項	6
7. 苦情の受付について	6

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 敬寿会
- (2) 法人所在地 山形県山形市諏訪町2-1-25
- (3) 電話番号 023-664-2141
- (4) 代表者氏名 理事長 金澤 壽香
- (5) 設立年月 平成6年6月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的

要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した生活を営むことができるように支援することを目的として、居宅介護支援をします。

- (3) 事業所の名称 居宅介護支援事業所 東京敬寿園
平成16年9月1日指定 東京都1371204742号

- (4) 事業所の所在地 東京都世田谷区上祖師谷7丁目1番1号

- (5) 電話番号 03-5314-2077

- (6) 事業所長（管理者） 高野 恵美子

- (7) 当事業所の運営方針

- * 当事業所は利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供できるようにする。
- * 当事業所は利用者の関係区市町村、保険医療サービス、福祉サービスと綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービスを受けることができるよう努めます。
- * 当事業所は介護支援専門員としての質的向上を図るための研修の機会を確保します。また、職場におけるパワーハラスメント・ハラスメント・セクシャルハラスメント・マタニティーハラスメント・カスタマーハラスメント等防止のための措置を講じ、対策を強化します。

- (8) 開設年月 平成16年9月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域

世田谷区：南烏山、給田1～3丁目、粕谷、上祖師谷、成城5～9丁目、祖師谷
調布市：仙川町、入間町、若葉町、緑が丘とする。

- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（曜日・日時については相談で変更可能）
受付時間	9：00～18：00
サービス提供時間帯	9：00～18：00

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職 種	
	管 理 者	常勤1名 (介護支援専門員兼務)
人数	介護支援専門員	常勤2名 (管理者兼務1名)
	管 理 者	事業所の管理運営
内容	介護支援専門員	・相談 ・記録 ・訪問 ・居宅サービス計画作成 ・サービス担当者会議開催 ・保険者、保健医療サービス、福祉サービスとの連絡調整 ・要介護認定(更新・変更)の申請代行 ・要介護認定調査 ・居宅サービスの給付管理 ・虐待防止に関する研修、感染症や災害等緊急時における対応についての研修

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

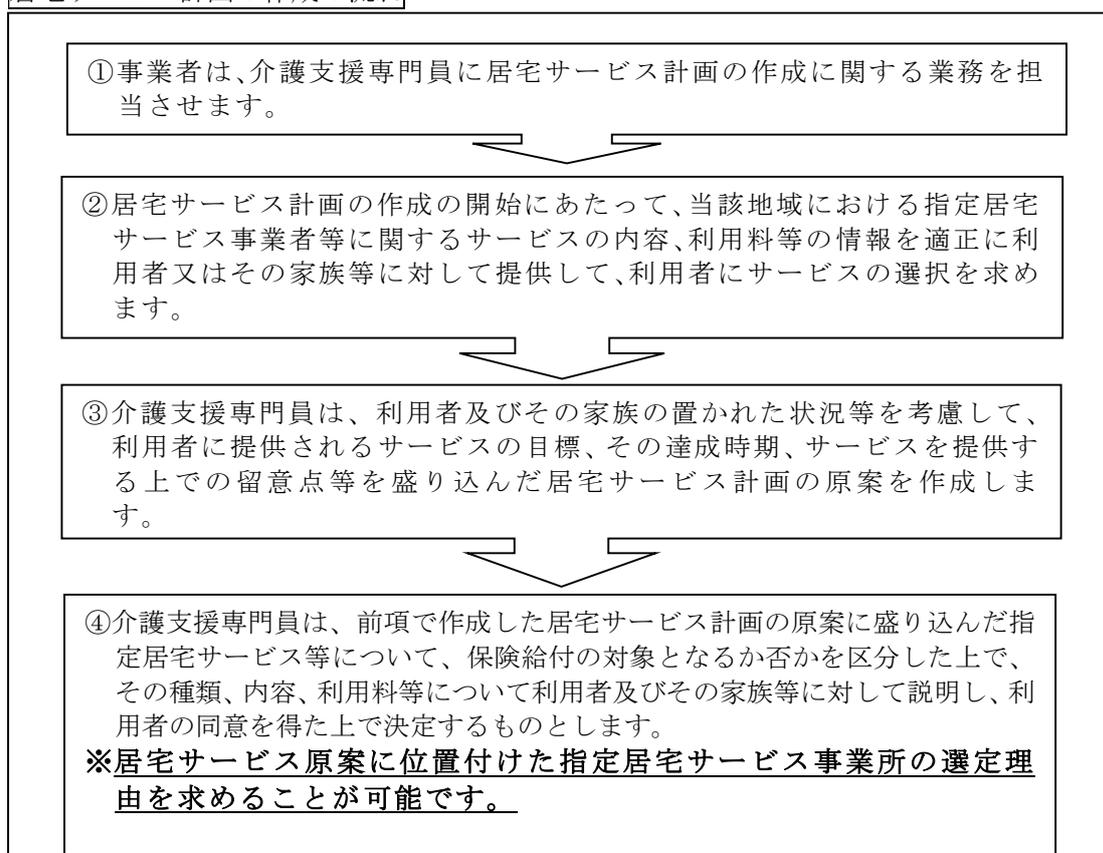
当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご利用者の利用料負担はありません。

〈サービスの内容〉

(1) 居宅サービス計画の作成

ご利用者のご家庭を訪問して、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

居宅サービス計画の作成の流れ



※サービス事業所の選択については、複数の事業所の紹介を求めることが可能。
※利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類特定のサービス事業者等に不当に偏る事がないよう公平中立に行わなければならない事等を踏まえ、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下(1)において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について文書を交付して説明する。（契約書別表1参照）

居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ①ご利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ②居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、少なくとも月1回の訪問により利用者の課題を把握し、居宅サービス計画の変更・調整を行い、少なくとも1ヶ月1回は実施記録に記載します。
- ④ご利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

居宅サービス計画の変更

ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

医療機関入院時の連携

入院時における医療機関との連携を促進する観点から、ご利用者が医療機関へ入院した際は担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関へお伝えください。

介護保険施設への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

虐待の防止

※事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

○虐待防止に関する責任者 「氏名」 高野 恵美子 「職名」 管理者

- ① 定期的（年1回以上）な研修を行い、職員教育を組織的に徹底します。
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ⑤ 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、個人情報の保護の規定にかかわらず、速やかに、これを市町村に通報します。

感染症、災害時等発生時について

※感染症や災害等の緊急事態が発生した場合であっても、利用者が継続して指定居宅介護サービスの提供が受けられるよう業務継続計画を策定し、定期的（年1回以上）な研修や訓練を実施して対応します。

<サービス利用料金>

（1）サービス利用料金 （契約書別表2参照）

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

但し、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、（契約書別表2参照）のサービス利用料金の該当する金額をいったんお支払い下さい。

（2）交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

（3）利用料金のお支払い方法

前記（1）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア．下記指定口座への振り込み
 みずほ銀行 世田谷支店 普通預金 8050197
 口座名義 福)敬寿会 特別養護老人ホーム東京敬寿園 理事長 金澤壽香
 イ．金融機関口座からの自動引き落とし
 浜銀ファイナンス 取り扱い金融機関及びゆうちょ銀行

前記（2）の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

（1）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

（2）介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○受付担当 「氏名」 高野 恵美子

「職名」 管 理 者

○受付時間 土・日、祝日、12月30日～1月3日を除く

9：00～18：00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

世田谷総合支所 ・保健福祉課	所在地	世田谷区世田谷 4-22-33
	電話番号	03-5432-2850
	・砧総合支所（保健福祉課、地域支援担当）	所在地 世田谷区成城 6-2-1 電話番号 03-3482-8193
	・烏山総合支所（保健福祉課、地域支援担当）	所在地 世田谷区南烏山 6-22-14 電話番号 03-3326-6136
	受付時間	8：30～17：00
調布市役所 保健福祉部 高齢者支援室、介護保険担当、介護給付係	所在地	調布市小島町 2-35-1
	電話番号	042-481-7321
	受付時間	月～金（祝日除く）8：30～17：15
東京都国民健康保健団体 連合会 介護福祉部、介護相談指導課、介護相談窓口担当	所在地	東京都千代田区飯田橋 3-5-1
	電話番号	03-6238-0177
	受付時間	土・日、祝日、12/29～1/3を除く 9：00～17：00

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い
交付しました。

居宅介護支援事業所 東京敬寿園

所在地 東京都世田谷区上祖師谷 7-1-1

代表者名 管 理 者 高野 恵美子 印

説明者職名 介護支援専門員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提
供開始に同意し交付を受けました。

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印

家族代表 住所

氏名 印

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者 に 提供 した 居 宅 介 護 支 援 につ い て 記 録 を 作 成 し、そ の 完 結 の 日 か ら 2 年 間 保 管 す る と と も に、ご 利 用 者 ま た は 代 理 人 の 請 求 に 応 じ て 閲 覧 さ せ、複 写 物 を 交 付 し ま す。
- ② 利 用 者 が 他 の 居 宅 介 護 支 援 事 業 者 の 利 用 を 希 望 す る 場 合 そ の 他 ご 利 用 者 か ら 申 し 出 が あ っ た 場 合 に は、ご 利 用 者 に 対 し、直 近 の 居 宅 サ ー ビ ス 計 画 及 び そ の 実 施 状 況 に 関 す る 書 類 を 交 付 し ま す。
- ③ 事 業 者、介 護 支 援 専 門 員 ま た は 従 業 員 は、居 宅 介 護 支 援 を 提 供 す る う え 知 り 得 た ご 利 用 者 及 び そ の 家 族 等 に 関 す る 事 項 を 正 当 な 理 由 な く 第 三 者 に 漏 洩 し ま せ ン。（守 秘 義 務）

2. 損害賠償について（契約書第 12 条参照）

事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更にも同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第 2 条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第 13 条参照）

- ① 利用者 が 死 亡 し た 場 合
- ② 介 護 認 定 に よ り ご 利 用 者 の 心 身 の 状 況 が 要 支 援 又 は 自 立 と 判 定 さ れ た 場 合
- ③ ご 利 用 者 が 介 護 保 険 施 設 に 入 所 し た 場 合
- ④ 事 業 者 が 解 散 し た 場 合、破 産 し た 場 合 又 は や む を 得 な い 事 由 に よ り 事 業 所 を 閉 鎖 し た 場 合
- ⑤ 当 事 業 所 が 介 護 保 険 の 指 定 を 取 り 消 さ れ た 場 合 又 は 指 定 を 辞 退 し た 場 合
- ⑥ ご 利 用 者 か ら 解 約 又 は 契 約 解 除 の 申 し 出 が あ っ た 場 合（詳 細 は 以 下 を ご 参 照 下 さ い。）
- ⑦ 事 業 者 か ら 契 約 解 除 を 申 し 出 た 場 合（詳 細 は 以 下 を ご 参 照 下 さ い。）

(1) ご利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご利用者、家族が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③ 利用者及び家族等が介護支援専門員に対し、契約を継続し難いほどのハラスメント行為を行った場合
ハラスメント行為とは身体的な攻撃・精神的な攻撃・過大な要求・行為を行っている本人の意図や考えに関わらず、相手が不快に感じる事、パワーハラスメント・ハラスメント・セクシャルハラスメント・マタニティーハラスメント・カスタマーハラスメント等